

青森地方最低賃金審議会 第4回専門部会議事録

1 日 時 令和7年8月8日（金）午後1時30分～午後2時57分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	菅委員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原室長補佐	村山賃金係長

（事務局 室長補佐）

定刻となりましたので、ただ今より第4回青森県最低賃金専門部会を開催いたします。本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されていることをご報告いたします。また本専門部会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示をおこなったところ、8名の方から傍聴の申し込みがなされ、本日7人の方が傍聴されていることを報告します。

それでは以降の議事につきまして、石岡部会長よりお願いいたします。

（石岡部会長）

それではよろしくお願いいたします。まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

（事務局 賃金室長）

本日もよろしくお願いいたします。まず全国の結審状況についてご報告をさせていただきます。まず千葉県、Aランクでございますが、使側5人全員反対で結審をしております。引上げ額は目安プラス1円で64円、改定後の地賃額は1,140円、発効日は10月3日でございます。

続きましてBランクの長野県、労側5人全員反対で結審、引上げ額は目安通りで63円、改定後の地賃額は1,061円、発効日は10月3日でございます。

東京都Aランクでございます。使側全員反対、欠席が1名いたようですが、使側全員反対で結審、引上げ額は目安通り63円、改定後の地賃額は1,226円、発効日は10月3日でございます。

続きましてBランクの滋賀、労側5名反対、使側4名賛成1名反対と、公益3名賛成欠席1名で賛成多数による結審、引上げ額は目安通り63円、改定後の地賃額は1,080円、発効日は10月5日でございます。

最後にAランクの神奈川県、全会一致で結審、引上げ額は目安通り63円、改定後の地

賃額は1,225円、発効日は10月4日、今日昼までに情報が入っている結審状況は以上でございます。

続きまして資料でございます。お手元の資料の資料1から3につきましては、前回と同じものを付けさせていただいております。資料4、ページ数は6ページ、こちらは昨日中野委員から中小企業支援策の県内の利用状況、この資料のご要望がございましたので、6ページ以降に付けさせていただきました。

6ページから9ページ、これは第1回の目安小委員会の資料でございます。6ページ目にはいろいろな助成金が一覧で載っております。概要と助成金が載っております。7ページには主な助成金の執行額、そして業務改善助成金につきまして8ページ、9ページということで、これにつきましては過去3年の執行状況でございます。

9ページには都道府県別ということで青森県の業務改善助成金の執行状況、執行件数ということで、これ支給件数と同義ということですが、青森県でも業務改善助成金は年々利用が増えているという状況でございます。

先ほどの資料の6ページにございました、業務改善助成金以外のキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材開発支援助成金の実績につきましては、最後10ページでございますけれども、こちらに働き方改革については雇用環境均等室、キャリアアップと人材開発については職業安定部の方に確認をした数字でございますので、参考にしていただければと思います。

最後に、昨日菅委員からのご要望についてでございます。こちら厚生労働省の方に確認をさせていただきました。賃金改定状況調査の調査表につきましてですけれども、都道府県の判別は調査表からは可能ではあります。しかしながら統計的な精度が担保できないという理由のため、都道府県別には公表しないというふうに判断をしているという回答でございます。

これについてもう少しということですが、この改定状況調査につきましては、総務省の承認を受けて実施する政府統計でありまして、実施方法等が詳細に定められており、その実施方法のうち、調査対象企業数について申し上げますと、事業所の選定をする際、今回公表しておりますランク別であるとか、調査産業計で4表の賃金上昇率が、標準誤差が0.2%になるように対象事業所数が決定をしているということだそうです。

公表をされている単位で0.2%が担保されているように設計をされているので、もっと小さい単位まで割るとですね、この標準誤差0.2%というところが担保できない恐れがあるということだそうです。47都道府県別に個々のデータを取り、活用することは想定されておらず、精度が担保できないことから公表することはできないと判断していると、このような回答でございました。よろしくお願いいたします。私の説明は以上でございます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。何か今の説明に対してご質問等や。どうぞ。

(菅委員)

説明の方ありがとうございました。今精度の担保できないからという話で、あとは総務省で決められていて、調査対象事業者数において0.2%、その精度0.2%担保される数でやっているという話なんですけど、実際回収されているのはその3割じゃないですか。それで0.2%が担保されているという考えになるのですかね。

(事務局 賃金室長)

そう思います。全国というかランク毎の単位、集計数では担保されているということだと思います。

(菅委員)

先ほどおっしゃったのは調査事業者数においてとおっしゃいましたっけ。

(事務局 賃金室長)

もう一度申し上げますと、調査対象企業数について申し上げますと、調査事業所の選定をする際、ランク別調査産業計で調査結果第4表の賃金上昇率の標準誤差が0.2%になるように、調査対象企業数を決定していくということです。

(菅委員)

ですから今回の全国16,486事業所を対象にして、回収率が30.2%、4,980を回収しているという話なんですけども、その回収率に影響されず、担保されているという意味合いですか。

(事務局 賃金室長)

本省の方でそのように設計をしているということなので、それは担保されていると理解しております。

(菅委員)

その説明だと担保されているかどうかわからないですね。今の説明だと。事業者数においてという、おっしゃっていました。

この場でたぶん即答は無理だと思うので、もう1回そこを確認していただきたいと思います。ちょっと今のだと納得ができない。その説明だけだとですよ。例えば回収率が30%の状況でも、0.2%のそれは担保されているんだという説明であれば、ああそうですか、となりますけれども。今の説明だと、調査対象事業者数においてというふうにおっしゃったので、そこはもう一度確認していただければと。

(事務局 賃金室長)

回収率に関わらず0.2%という標準誤差が担保されているということですか、という

ご質問でよろしいですか。

(菅委員)

そうですね。すいません。

(事務局 賃金室長)

それは確認させていただきます。

(菅委員)

ありがとうございます。

(石岡部会長)

私からよろしいですか。今の話、統計学の専門家に聞かないとわからないんですけども、モデルを設定する時は、回収率がいくらになるか正確には想定できないんじゃないですかね。だから結果として何割返ってきたら、その誤差が何%になるかって、あとからの設計って難しくないですか。

(菅委員)

だからそれを確認しているだけなのでして。それを否定しているわけでもなんでもありません。

(石岡部会長)

統計学の考え方として、どういうふうにモデルを設定して、どれくらいであれば誤差がどうなのかっていう、また考え方があると思うんですよね。だからたぶん最初どれくらいのサンプルを抽出するかという段階で、そういう設計をすると。ただ確かに想定していた回収率と実際が変わってくると、当然そこは誤差がもっと大きくなる。結果としてはね。でも、それはしょうがないというふうに統計学では考えるのではないしょうかね。

(菅委員)

要望としてはですね、そんな使えないデータをですね、調査してもしょうがないと。ちょっと言い過ぎですけど、ちゃんというとして、A、B、Cランクで各県別に事業者数をもっと増やして使えるようなデータの統計にすべきかなという意見であります。

(石岡部会長)

よろしいでしょうか。どうぞ。

(中野委員)

まず私の方から要望させていただいた追加の資料の案件、対応ありがとうございます。
1点まず確認でした。一番最後の働き方推進支援助成金の件数の関係が、労働局作成と書いてあるのは、あくまで青森県の件数ということでまずはよろしいですか。支給決定件数で。そのうえでだったんですけれども、その一番上の働き方改革推進支援助成金の関係でということで、認識なんですけれども、設備投資等さまざまそういったものに投資しながら、その結果によっていわゆる三六協定で設定している時間外だとか、休日労働日数の上限、引き下げた場合に支給されるという要件でまず間違いないかなとは思いますが、トータルの件数で見た時に、なかなか申出件数が実際どのくらいあってなのかわかりませんが、ある程度申出件数は幅があって、結果その要件を満たしたから結果として支給件数がこうだったという感覚なのか、その辺の度合いって思っていたより件数は。

(事務局 労働基準部長)

感覚論なんですけれども、たくさん申請が出ていて審査の結果いっぱい落ちているから少ないというよりは、申請しているところには相当数支給している、というのが感覚的に正しいと思います。

(中野委員)

わかりました。ありがとうございます。

(石岡部会長)

あとはよろしいでしょうか。それでは審議に入りたいと思います。昨日2回目の金額提示までいただきましたけれども、今日はそれぞれ3回目の金額提示をいただきたいと思います。

これは双方同席のままでよろしい。何かご意見ありますか。

(小山田委員)

お任せします。

(秋田谷委員)

同席で構いません。

(石岡部会長)

よろしいですか。それではまず労働者側から意見いただいても。

(秋田谷委員)

私の方から、本日1回目の金額提示をする前に、労働者側としての意見を何点か述べさせていただいて、金額提示をしたいと思います。

まず1点目触れさせていただくのは、人口減少の関係であります。一昨日の新聞報道でもありました、日本人90万人が減になったというふうなことでございます。私の方の考え方の部分でお示しをした、昨日1枚ものでお渡ししたものにになりますけれども、その中で20歳から24歳の若者の転出超過が、青森県、全国でワーストという結果でございました。

いわゆる若者の転出超過というのが、青森の経済にとっても非常に損失になっているというふうに考えています。そのうえで最低賃金の引き上げを行うことで、低所得者層の生活改善を行う、そして格差の是正を図る、経済の活性化も果たすというふうなことで、これは短期的には労働市場や企業活動への影響を通じて、長期的には人口増加への波及効果を及ぼす可能性があるというふうに思っております。

その期待できる効果としては、働き手が増える可能性、そして2点目には若年層の定住促進、そして3つ目には子育てコストの補填、いわゆる収入が増えることで経済的な安心感が増えるものだというふうに思っています。

次に2点目については影響率の関係であります。昨年の55円の引上げの青森県の影響率が30.6%ということでした。仮に今回の中賃の目安64円で今回の影響率を見ますと、30.2%ということでございます。

これを見ますと考えられることとして3点探してみました。まず1点目については、企業が自主的に賃上げを行い、賃金の上昇を先取りしている可能性、2点目については人手不足への対応で、労働市場の相場賃金が上がっているため、相対的な影響率が減っているのではないかと、3点目については離職防止などを目的に、企業が自主的に賃上げをしているというふうな可能性があるのかなと思っております。

いわゆる最低賃金を上げていくことで、毎年毎年影響率は増えていっているのではなくて、企業がそれぞれの努力をしながら、影響率的には下がってきているというふうなことを感じております。

次に3つ目でございます。徳島県の最低賃金が大幅に引上げられました。これは内閣府の調査の部分で出ているもので、最低賃金引上げの前後で求人の状況に大きな変化は見られなかったということでございます。

一方では求職の面では関係団体にヒアリングを行った結果によると、最低賃金引上げの直前の10月のパート新規求職者数が増加しており、好影響が一定程度あったと考えられるとの声が聞かれた。

これはいわゆる関係団体、使用者も含めてのアンケートのヒアリング結果ということでございます。

したがってまして最低賃金の引上げというのは、マイナス、ネガティブだけではなく、プラスの効果もしっかり生み出しているんだというふうなことを押さえていただければと思います。

最後になります、使用者委員の考え方拝見をさせていただきました。ページの10ページの4.の方に記載をしている部分でありまして、労働生産性の水準は、全都道府県中36位となりというふうな書き方があります。

ちょっと見ると古い数字なので、そういうところはあると思いますが、2024 年昨年の最低賃金の改定状況を見ますと、最低賃金の額を高い順から下に並べまして、36 位というのはどこにいるかというふうに見ますと、C ランクの佐賀県がちょうど 36 位に当たるというふうなことであります。

しかればその佐賀県の最低賃金額が幾らかというと 956 円、労働生産性で見るとこのぐらいが青森県としては妥当なのではないかというふうに思っています。

さらに同じページの日本商工会議所の書き込みのところ、2 段落になります。そこに書いているのは、今年 2 月に実施した調査では、最低賃金を 2020 年代に全国加重平均 1,500 円の新たな政府目標について、地方小規模企業の 4 社に 1 社が対応不可と答えているというふうなことでございます。

見方を変えると 4 社に 3 社は対応が可能であるというふうなことでございます。その 4 分の 1 の対応不可能というふうなのを根拠に引き上げないということか、最低賃金法の 3 要素になる通常の事業の支払い能力の考え方、個々の企業の支払い能力ではなく、地域で通常な経営を行う場合に期待される一般的な支払い能力というふうなことからいって、その下だけを見て引き上げないということはおかしいのではないかということをおし述べさせていただいて、歩み寄りの金額としては今回の賃上げの目安額 64 円の 6.7% でございました。

それに、実質賃金指数が 2.6%減っております。これを地賃ベースで金額にしますと 25 円というふうなことで、併せて 9.3%、89 円を求めたいと思います。以上です。

(石岡部会長)

ありがとうございました。それでは使用者側お願いします。

(小山田委員)

昨日ですね、青森県経営者協会の春季の賃金交渉妥結状況調査を踏まえて、最終集計ではありませんけれども、アップ率が最初 3.3%程度というふうなことが見込まれるということを前提に、現行の 953 円×3.3%ということで 31 円を提示させていただいたところでございます。

事業者の支払い能力をこの人手不足の中での事業者の支払い能力を表すひとつの指数だなというふうな前提でお示したところでございます。

そういう意味では本日新たにというふうなお話でございすけれども、できるだけ地方の実態に即した、あるいは直近のデータに基づく数字でもってというふうなところも、中央紙のいろんな報告の中にもそういう書き込みがあったやに記憶しておりますけれども、それを踏まえますと、県内の民間でございすけれども、信頼できる民間調査機関の調査の結果として、新聞報道もございましたけれども、書きぶりとしては県内企業の約 75%が賃上げを予定しているというふうな中で、その予定している 75%の平均が、約 3.5%というふうなことで報道もされて、新聞報道もされておりますけれども、出てございます。

これはくしくも日本商工会議所さんの全国調査でやった小規模事業者 20 人以内の 3.5%あまりというふうなところと、ほぼ符合しておりますので、これは信頼に値する賃上げの率かなというところを踏まえまして、この 953 円×3.5%で 33.355 円になりますので、ここは四捨五入しまして本日は 33 円、これを提示させていただきたいと思います。以上です。

(石岡部会長)

ありがとうございました。双方からご意見をいただきましたけれども、今の段階でお互いに何か質問等ございませんか。どうぞ。

(菅委員)

質問、確認させていただきたいと思います。

最後におっしゃったプラス 25 円は県の物価上昇とおっしゃいましたっけ。

(秋田谷委員)

実質賃金のマイナス分をマイナス 2.6%なので、それを 953 円に掛けまして、それを足した。

(菅委員)

実質賃金のマイナス分。

(秋田谷委員)

実質賃金指数ですね。

(小山田委員)

すいません、これは出典はどこで。

(秋田谷委員)

これは厚生労働省の毎月勤労統計調査、事業所規模 5 人以上の数字でございます。

(菅委員)

その分を、目安額に足しこんだ。

(秋田谷委員)

そうです。実質賃金実際減っている分を格差是正のも含めてマイナス分を、その分上に乗せたというふうな、加えたというふうな解釈をしていただければと思います。

(菅委員)

目安額にはその分も考慮されているという理解ではなかったですか。

(秋田谷委員)

そういうふうな解釈もできると思うんですが、なので実質賃金とあと格差是正分を加えた考え方となります。

(石岡部会長)

他にご質問はよろしいですか。そうしますと、昨日に比べますと少し差は縮まっているのですけれども、まだ 54 円との差があります。基本的な考えは今まで伺ったところですので、それではまた個別協議でもう少し突っ込んだ話を伺っていくことにしましょうかね。よろしいですか。

(小山田委員)

はい。

(石岡部会長)

よろしいですか。労働者側もよろしいですか。それではじゃあ先に労働者側からお話を伺いたいと思いますので、使用者側委員の方は別室でお待ちいただけますか。

【以後、公益委員と労働者側委員・公益委員と使用者側委員それぞれ意見交換】

(石岡部会長)

それでは再開したいと思います。個別協議の中で労働者側からは、本日 2 回目の金額提示として 84 円という数字が出されました。根拠としては連合が求めるリビングウェイジ、これを 2 年で達成したいと、そうすると 167 円を 2 年で回収するためには、1 年で 84 円ということでございます。

これに対して使用者側ではですね、本日 2 回目の金額の提示は用意していないということで、今日は 2 回目の金額提示はないということでした。ですので次回 8 月 12 日の専門部会ではですね、是非使用者側にも金額提示をいただきたいというふうをお願いをしているところでございます。

その他、今日の段階で双方から何かご意見とかはございませんか。

(労使委員)

ございません。

(石岡部会長)

よろしいですか。それではまだ少し金額に相違がありますので、是非次回にはですね、金額をもう少し詰めて、できれば結審までするところまでいければ、8 月 12 日、次の専

門部会にまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは本日の専門部会はこれにて終了したいと思ひます。どうもお疲れ様でした。